

国の利害に関係のある争訟等への  
対応に関する関係府省庁連絡会議

令和2年12月21日

## 予防司法支援制度の利用促進による訴訟の的確な予防

- 国を相手とする訴訟がいったん起これば、訴訟に関係のある国民や国の機関に多大な負担
- 国民や国の利益が害されるおそれ



避けられる訴訟の発生を的確に予防し、  
国民や国の機関への負担をできる限り回避

予防司法支援制度

## 訟務局における取組

- 新たな社会情勢を踏まえた法的課題に直面する機会の増加
  - 新たな課題・国際案件含めて、早期かつ継続的な予防司法支援制度の利用促進
    - ⇒ 施策の実施前後を問わず、行政の全過程において、法的サポートを提供
    - ⇒ 法的問題を整理し、訴訟リスクを軽減

## 訟務局における取組(利便性の向上・情報共有の促進)

### ➤ オンラインを利用した相談体制の充実

- オンラインによる打合せ等を柔軟に活用し、回答の迅速化, テレワーク体制にも配慮

### ➤ News Letter

- 行政庁を対象に, 重要判例, 留意事項等の情報発信

### ➤ 勉強会

- 個別のテーマを設定して課題を検討